# 令和８年度第５回庁議　会議録

［日　時］令和８年８月２４日（月）１０時００分～１１時３０分

［場　所］庁舎応接会議室

［出席者］市長、副市長、教育長、各部局長及び危機管理監

［会次第］

１　市長あいさつ

２　議　　題

（１）市議会定例会提出議案について　（関係部局）

（２）令和８年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について　（各部局）

３　協議事項

なし

４　連絡事項

なし

５　その他

１　市長あいさつ

２　議題

（１）市議会定例会提出議案について　（関係部局）

市議会定例会提出議案について説明。

企画部からは、報告３件、認定１件、予算議案２件と会派説明の結果について説明。

報告第１６号「令和７年度新居浜市継続費精算報告」については、一般会計において、継続費を設定して事業を進めていた「清掃センター改修事業」及び「公営住宅建替推進事業（第二期工事）」について、事業の完了に伴う精算報告を行うものである。

報告第１９号「健全化判断比率の報告」については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、実質赤字比率等４項目の令和７年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものである。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字を生じていないこ

とから数値は表示されていない。また、実質公債費比率は３.３％となっており、財政状況が悪化していることを示す基準である早期健全化基準を大幅に下回る結果となっている。将来負担比率については、将来負担額が充当可能財源等を下回っていることから、数値は表示されていない

報告第２０号「資金不足比率の報告」については、同じく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、水道事業など４公営企業の令和７年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものであり、４会計全てにおいて資金不足を生じていないことから、いずれの数値も表示されていない。

認定第２号「決算の認定」については、令和７年度新居浜市一般会計歳入歳出決算及び新居浜市渡海船事業特別会計歳入歳出決算など５特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものである。

議案第６７号「令和８年度新居浜市一般会計補正予算（第２号)」については、こども・子育て複合施設整備事業等の公共事業をはじめ、体育施設環境整備事業等の単独事業のほか、総合防災マップ更新事業費等の施策費、道路橋りょう災害復旧費等の災害復旧費及び経常経費について予算措置するもので、今回の補正は４億６，６９２万５千円の追加となっている。

議案第６８号「令和８年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第２号)」については、令和８年４月施行の法改正に伴い、令和１０年４月から運用が開始される介護情報基盤に対応するための介護保険システムの改修等について予算措置するもので、今回の補正は３，０５９万６千円の追加となっている。

上下水道局からは、報告２件、認定１件について説明。

報告第１７号「令和７年度新居浜市水道事業会計継続費精算報告」については、水道事業会計において継続費を設定して進めていた水道施設監視システム改修事業について、事業が完了したことから、地方公営企業法の規定に基づき、所定の継続費の精算報告を行うものである。

報告第１８号「公共下水道事業会計継続費精算報告」については、公共下水道事業会計において、継続費を設定して進めていた、下水処理場で自家用発電設備、中央監視装置等の設備更新をおこなう下水処理場改築事業及び雨水ポンプ場で遠隔監視設備の構築、松神子雨水ポンプ場でポンプ設備等の設備更新をおこなう雨水ポンプ場改築事業について、事業が完了したことから、地方公営企業法の規定に基づき、所定の継続費の精算報告を行うものである。

認定第１号決算の認定については、決算の認定において、令和７年度新居浜市水道事業会計決算、令和７年度新居浜市工業用水道事業会計決算及び令和７年度新居浜市公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法の規定に基づき、監

査委員の意見をつけ、議会の認定に付するものである。

市民環境部からは、報告２件、一般議案１件、条例議案２件と会派説明の結果について説明。

報告第２１号「専決処分の報告について」は、平成２８年５月発行の「新居浜市瀬戸会館だより」に使用していたイラスト１点について、著作権者の許諾を得ず使用していたことにより、相手方の著作権を侵害した事件に係る和解及び損害賠償額を決定し、令和８年６月２６日、専決処分をしたことを報告するもので、損害賠償の額については、当事者との協議により、イラスト使用料相当額として、３５万２，０００円と決定したものである。

報告第２３号「和解について」は、令和６年１１月９日、四国電力送配電株式会社及び関西電力送配電株式会社の過失を起因とした四国内で発生した送電事故の影響により、清掃センターの発電設備が停止したため、不測の電気料金が発生した事件について、相手側と和解するため、令和８年７月２８日、専決処分をしたことを報告するもので、和解の内容は、四国電力送配電株式会社は、新居浜市に対し、損害賠償金として７６万９，２８８円を支払うこと、新居浜市は以後この事件に関して、相手側に何らの請求をしないことを確認し、和解するものである。

議案第５７号「新居浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定」については、個人番号カードの電子証明書の更新手続きについて、令和９年度までにかけて更新対象者の増加が見込まれることから、既に指定している４局に加え、新たに、萩生郵便局、山根郵便局、新居浜駅前郵便局、しんすか郵便局の４局を指定し、個人番号カードの電子証明書更新等の事務を委託できるようにするものである。なお、指定期間は令和９年１月４日から令和９年３月３１日までとし、廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を１年間延長することとし、以後も同様としたいと考えている。

議案第６５号「新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が令和８年６月１４日に施行されたことに伴い、法改正により日本に在留する中長期在留者に交付される在留カード及び特別永住者に交付される特別永住者証明書に、個人番号カードの機能が付加されることに伴い、市民課の窓口及びコンビニ等に設置してある多機能端末機等において、印鑑登録証明書の交付申請を可能とするため条例の一部を改正するものである。なお、この条例は公布の日から施行したいと考えている。

議案第６６号「新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、新居浜市斎場の安定した施設運営を維持するため、火葬室の使用

料、いわゆる火葬料について、その費用の一部を使用者に負担いただくこととし、料金の改定及び年齢等の使用区分の見直し等を行うものである。これまで、使用者又は死亡者が市内在住の場合については無料としてきたが、今後は１体につき１０，０００円の火葬料を負担いただくものである。ただし、１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの間は、引き続き無料としたいと考えている。また、市外の方については、現行の２倍相当額に改める。また、土葬等の遺骨を改葬等のため再度火葬する場合は、これまで通常の遺体と同じ取り扱いであったが、今後は同時に３体までを上限として、火葬炉１基につき、市内１０，０００円、市外４０，０００円の使用料に設定する。あわせて減免の規定についても見直す。なお、この条例は令和９年４月１日から施行したいと考えている。

総務部からは、一般議案１件、条例議案２件、追加提出予定の人事議案２件について説明。

報告第２２号「専決処分の報告」については、令和５年１２月２８日、壬生川新居浜野田線において、公用車が前方で信号待ちのため停車していた普通自動車に追突し、相手方が負傷し、車両を損傷させた事故に係る損害賠償の額の決定について、報告するもので、損害賠償の額については、損害保険ジャパン株式会社の査定により、車両の修理、代車、治療に要した費用、通院費及び慰謝料、合計１００万１７５円と決定し、全額、保険会社から支払済となっている。

議案第５９号「愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更」については、令和９年度から国民健康保険料の滞納事案を引受け、滞納処分等を行うことに伴い、共同処理する事務の内容及び規約の一部変更を行うものである。なお、この規約の変更は、県知事の許可のあった日から施行される予定となっている。

議案第６２号「新居浜市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定」については、地方公務員法第２６条の５の規定に基づき、職員が大学等課程の履修や国際貢献活動を通じて公務に関する能力の向上を図るとともに、自発的な能力開発及び国際貢献活動への参加を促進するため、自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものである。条例の内容としては、自己啓発等休業の承認要件、休業期間、対象となる大学等教育施設及び国際貢献活動の範囲、申請手続等のほか、職務復帰後における号給の調整及び退職手当の取扱いについて規定するものである。なお、この条例は、令和９年４月１日から施行したいと考えている。

議案第６３号「新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、地域再生法に基づき、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る県知事の認定を受けた東京２３区内の企業が、本社機能を本市に移転し、又は市内の既存企業が本社機能を拡充す

る際に、新設・増設した特別償却設備等に対する固定資産税の課税免除の措置を令和１０年３月３１日まで２年間延長するとともに、対象となる償却資産の範囲を明確化するものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

追加提出予定の人事議案については、「新居浜市公平委員会の委員の選任」は議会の同意を、「人権擁護委員の候補者の推薦」は議会の意見を、それぞれ求めるものである。

教育委員会事務局からは、報告１件について説明。

報告第２４号「損害賠償の額の決定について」は、角野校区地域教育力向上プロジェクト推進事業の一環で実施したウォークラリーの運営スタッフとして参加していた中学校の生徒が、令和８年６月６日午前１１時１０分頃、担当していた場所から公民館へ自転車で移動中、交差点を右折する際に運転を誤り、相手方門扉に衝突して破損させた事故に係る損害賠償の額の決定について、令和８年８月７日、専決処分をしたので、報告するものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び全国市長会の査定により、相手方門扉等の修理に要する費用、３７万９，６８５円と決定いたしたものである。なお、損害賠償の額については、全額、全国市長会市民総合賠償補償保険から支払われる予定となっている。

消防本部からは、一般議案１件について説明。

議案第５８号「財産の取得」については、全市域の建物火災をはじめ、各種災害に対応するため、消防自動車整備計画に基づき、高津分団及び泉川分団の小型動力ポンプ付積載車をそれぞれ１台、合計２台を３２５６万円で更新整備するものである。

福祉部からは、一般議案１件について説明。

議案第６０号「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更」については、「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約」に規定する広域連合の処理する事務について、規約の一部を変更する必要が生じたため議会の議決を求めるものである。変更内容としては、規約第７条に定める広域連合議会の議員定数を、２６人から２５人へと改めるもので、この規約の変更については、県内全ての市町の議会に上程され、議決を経て県知事に届け出るという手順になっており、県知事の許可のあった日から施行される予定となっている。

建設部からは、条例議案２件について説明。

議案第６１号「新居浜市景観条例の一部を改正する条例の制定」については、

景観法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新居浜市景観条例で引用する条項にずれが生じるため、所要の条文整備を行うものである。

議案第６４号「新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定」については、老朽化に伴い治良丸西団地を廃止するため、新居浜市市営住宅条例の別表から治良丸西団地を削除するものである。この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

（２）令和８年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について　　（各部局）

企画部

指摘事項等

・企業版ふるさと納税について、９０周年記念事業の活用、共感を得られる事業の選定、他部局と連携した事業者へのアプローチの強化、関連会社が県外にある市内企業等への分析を指示。
・財政調整基金について、運用の詳細が決定次第、説明を求める。
・広報機能の強化について、アンバサダーからの画像提供に加えて、アンバサダー自身の発信力を活かすなど制度方針を検討するよう指示。
・生成ＡＩの活用について、避けては通れないものであることから、先進事例も研究しながら、市としての方針を明確にするなど、踏み込んだ対応をとってほしい。
・市民との意見交流会のテーマの設定方法と今後の開催スケジュールについて確認。

文化スポーツ局

指摘事項等

・中期的な体育施設整備計画について、今年度中に政策会議を開催し、策定することを確認。

総務部

指摘事項等

・罹災証明のシステムの研修の進捗状況確認。

福祉部

指摘事項等

・慈光園の入所状況の確認。

市民環境部

指摘事項等

・審議会等の女性登用率について、改善が進んでいない現状について問題提起。女性団体等の会員も減っているとのことから、根本的なところからも考え直すよう指示。
・地域版避難所運営マニュアルについて、進捗状況について確認。

経済部

指摘事項等

・営業本部の目標額の達成のために、担当だけでなく、市全体で取り組む意識を持って取り組んでほしい。財源確保に向けた苦労を担当以外の職員にも認識してもらうことで、支出削減の意識を芽生えさせることもできると思うので、情報を全庁向けに共有するよう指示。
・営業本部の今の取り組み状況や目標について、今後の庁議などで説明するよう指示。
・企業用地の確保について、４月以降の問い合わせ件数について確認。
・インバウンドについて、経済部としての今後の方針を明確に示してほしい。
・各企業が人手不足解消の取組として大学生やスポーツの大会等を利用し、繋がりを持つと聞く。合同説明会のような単なる紹介だけではない学生参加型イベントなどを切り口として経済部としても情報共有しながら取り組んでほしい。

建設部

指摘事項等

・空き家対策については、タウンミーティングでも必ず話題となるので、少しずつでもいいので改善してほしい。
・民間木造住宅の耐震化促進について、相談件数や現状について確認。

教育委員会事務局

指摘事項等

・小中学校の適正規模・適正配置の基本計画の見直しの進捗について確認。従来計画の焼き直しではなく、新居浜市独自の経験を生かしたものをゼロベースで考えて作成してほしい。
・県立高校再編計画の後期に向け、近隣市から新居浜の高校に通学してもらい、新居浜で就職・定住してもらう戦略や、今後の新居浜市の県立高校のあるべき姿などについて、全庁向けに部局ごとなどで案を出してもらえる

よう調査をお願いしたい。

上下水道局

指摘事項等

・料金改定のチラシについての市民からの問い合わせの有無について確認。

議会事務局

指摘事項等

・ＳＮＳでの広報実施状況について確認。

出納室

指摘事項等

・公金収納についてのスケジュールの進捗を確認。

今年度あと２回報告をお願いする予定であるので、また、これに限らず他の事業等も含め、常にスピード感を意識し、進捗管理を行いながら、各種事業の推進に努めていただきたい。

３　協議事項

なし

４　連絡事項

（１）議事堂の残時間表示の変更について

議会事務局長より説明。

５　その他

なし